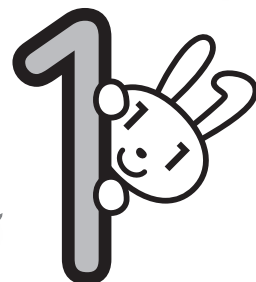




マイナ保険証への切り替えはもうお済みですか？



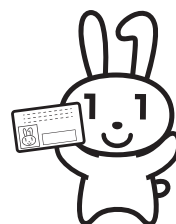
1

マイナ保険証への切り替えはお早めに！

令和7年12月2日以降、現在の健康保険証は使用できなくなります。これからの医療機関等の受診は、マイナンバーカードを保険証として利用登録した「マイナ保険証」が必須となります。今のうちに準備して、安心して受診できるように備えましょう！

- ・マイナ保険証を使ってみませんか

<https://www.systemakenpo.jp/UploadedFiles/20250905data1.pdf>



2

有効期限をご確認ください！

マイナ保険証をお持ちでも、マイナンバーカードの電子証明書やカード自体の有効期限が切れていると利用できません。マイナ保険証ご利用前に必ずご確認ください、もし切れていたらお住まいの市区町村で更新手続きをお願いします。

- ・電子証明書の有効期限が切れているとき

<https://www.systemakenpo.jp/UploadedFiles/20250905data2.pdf>

- ・カード自体の有効期限が切れているとき

<https://www.systemakenpo.jp/UploadedFiles/20250905data3.pdf>



3

スマホでも利用可能に！

スマートフォンをマイナ保険証として利用できるようになります。手持ちのスマホにマイナ保険証を登録して、より便利に使いこなしましょう！

- ・スマートフォンのマイナ保険証利用について（厚生労働省提供）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60802.html



4

さまざまなメリット！

- ①データに基づくより良い医療が受けられる
- ②手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される
- ③マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる
- ④医療現場で働く人の負担を軽減できる

- ・マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット（厚生労働省提供）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22682.html



＜マイナ保険証の利用登録をしていない方へ＞

「マイナ保険証」が利用できない方には「資格確認書」を送付します。「資格確認書」を医療機関に提示することで、現在の健康保険証と同様に保険医療を受けることができます。